

平成27年度 秋田県知的障害者福祉協会 事業計画

【活動方針】

障害者総合支援法の施行から3年が経過し、平成27年度より第4期障害福祉計画が実施されることとなります。このなかで、①福祉施設から地域生活への移行促進②地域生活支援拠点等の整備③福祉から一般就労への移行促進が成果目標として掲げられており、それに伴い、グループホームにおける支援体制や重度高齢化へ対応した相談支援事業の今後のあり方等についての議論が行われているところです。

また、昨年1月に障害者権利条約の締約国となったことで、障害を持つ方々にとって、あらゆる分野への参加の機会が保障されるとともに、その尊厳にふさわしい生活を送ることが可能となる社会の実現に向けた活動の推進が求められます。

それらに加え、社会福祉法人の在り方に関する検討が議論されており、今後は既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことが求められ、施設が重要な地域資源であることを認識してもらえよう、より公益的な活動を行っていく必要があります。

こういった状況のなか、本会では制度・施策に関する情報を各関係機関等と共有しながら、本県における障害者福祉の一層の充実が図られるような働きかけを行っていくとともに、秋田県障害福祉団体協議会や秋田県知的障害児者生活サポート協会等との連携により、利用者の権利擁護に対する意識を強化することを目的とした研修会や利用者の社会参加を促進する事業を展開していきます。

【事業計画】

1 会議の開催

(1) 総会	年1回	4月17日(金)
(2) 監事会	年1回	4月13日(月)
(3) 正副会長会議	随時	
(4) 理事会	年3回	
(5) 研修企画委員会	年2回	
(6) 人権擁護・虐待防止委員会	年3回程度	
(7) 政策委員会	随時	

2 研修会の開催

- (1) 東北地区知的障害者福祉協会専門研修会
- (2) 障害者支援事業合同協議会（育成会と共催）
- (3) 障害関係施設長・職員合同研修会（秋田県社会就労センター協議会と共催）
- (4) 先進地視察研修（岩手県）

3 スポーツ交流会の実施（県委託事業）

県内3地区を会場とするスポーツ交流会を実施する。

地区・当番施設	会場	期日
県北・軽井沢福祉園	大館樹海ドーム	7月15日（水）
中央・愛心苑、小又の里	秋田県立体育館	7月7日（火）
県南・後三年鴻声の里	大仙市ふれあい体育館	6月25日（木）

4 レクリエーション教室の実施（県委託事業）

- (1) レクリエーション教室
- (2) スポーツレクリエーション教室（秋田県手をつなぐ育成会担当）

5 ソフトボール交流会の実施

地区・当番施設	会場	期日
県北・白沢通園センター	大館市内	6月17日（水）
中央・ひまわり苑	男鹿市内	6月2日（火）

6 募金運動の展開

障がいを持つ方々が社会の一員という自覚を高めるとともに、奉仕の心を養うことを目的として「私たちも参加しよう募金運動」を展開する。

7 関係団体等との連携・会議への参画

- 秋田県知的障害児者生活サポート協会
- 秋田県障害福祉関係等各委員会
- 秋田県社会福祉協議会
- 秋田県民間社会事業福利協会
- 秋田県障害福祉団体協議会
- 秋田県障害者スポーツ協会